

巻頭言

協同組合憲章をつくろう

聖学院大学大学院教授・協同総合研究所副理事長 富沢 賢治

1. 世界の動向

今年、『レイドロー報告』から30年目、「協同組合新原則」から15年目という節目にあたる。

1980年ICA大会で採択された『西暦2000年における協同組合』(通称『レイドロー報告』)は、世界の協同組合運動に大きな衝撃を与えた。レイドロー報告によれば、協同組合運動が取り組むべき優先課題は、①世界的な飢餓の克服、②「生産的労働のための協同組合」(ワーカーズコープ)の振興、③自然環境の保全、④協同組合地域社会の建設である。

第2課題であるワーカーズコープの振興は、大きな歴史観のもとで提示された。すなわち、18世紀の産業革命は、資本家が労働者を雇うという形態で資本主義経済を確立したが、ワーカーズコープの振興は、「資本が労働を雇うのではなく、労働が資本を雇う」という形態を確立して、「新しい産業革命の先導役を務めることになるだろう」というのである。

第3課題である「協同組合地域社会の建

設」という構想は、1995年ICA大会で採択された協同組合の新原則である「地域社会への関与」として結実した。

この30年間の世界史の激動はすさまじい。1989年のベルリンの壁の崩壊から始まり、ソ連型社会主義の崩壊、新自由主義の世界制覇、2008年の世界的金融危機の発生へと続く一連の変化は、世界史の大きな節目をなしている。

18世紀の産業革命が先導してきた資本主義体制は、行き着くところまで行き着いた感がある。新自由主義の急先鋒であった中谷巖氏までが、『資本主義はなぜ自壊したのか』(2008年)という「懺悔の書」を著わしている。

資本主義がその基盤である市場秩序を破壊するまでに行き過ぎたので、マネー資本主義やギャンブル資本主義への反省が、世界的に深まった。他方、民間非営利組織に対する期待は、この30年間で格段に大きくなっている。経営学の世界の権威であるドラッカーも、1980年代以降、『非営利組織の経営』などを著わし、一連の非営利組織

論を展開するほどであった。

2. 協同組合への期待

協同組合は、世界最大の非営利組織である。ICA傘下の組合員数は、1980年には3.6億人、1991年には6.7億人、2009年には約9億人へと増大した。

このような運動の発展は、国際連合諸機関にも大きな影響を与えた。ILOは、21世紀の中心的な目標をディーセント・ワークの確保に置き、その取組みの一環として2002年総会で「協同組合促進に関する勧告」を採択した。

また、2009年12月に開催された国連総会は、2012年を「国際協同組合年」とする総会宣言を採択した。この国連宣言は、「全加盟国並びに国際連合及びその他すべての関係者に対し、この国際年を機に協同組合を推進し、その社会経済開発に対する貢献についての認識度を高めるように推奨」し、各国政府に対しては、「協同組合の活動に関する法的行政的規制を見直し、とりわけ、適切な税制優遇措置や金融サービス・市場へのアクセス面などでその他の企業体・社会的事業体と同様な活動の場を協同組合に与えることによって、急速に変化する社会経済環境における協同組合の成長と持続可能性を高めるよう促し」ている。

この国際協同組合年の取組みを世界的規模で推進するために、国連は事務局内に「国際協同組合年調整委員会」を設置するとともに、各国に国内実行委員会を設置するように促している。日本では8月4日に「国

際協同組合年全国実行委員会」が発足する。その幹事会には日本労働者協同組合連合会も加わっている。国際協同組合年に向けた関係省庁と協同組合関係者の懇談会も始まっている。

3. 協同組合憲章をつくろう

国際協同組合年を協同組合発展の好機とするために、私としては協同組合憲章をつくることを提言したい。

憲章は、国民的な取組みの大きな方向性を提示するものである。すなわち、ある事柄に関して根本的なことを定めた取り決めであり、基本的な方針や施策などを示すものである。法律上の用法としては、ある事柄に関してその原則を明らかにして、関連法規の統一的理念を示すものである。

古くは、イギリス王の独裁的行動を規制するための「大憲章」(マグナカルタ、1215年)があり、19世紀のイギリスでは「人民憲章」(1837年)を中心とする運動(チャーティズム)が、普通選挙制度成立の基盤を築いた。

現代では、世界秩序のあるべき理念を示すものとして国連憲章(1945年)がある。EUの基本権憲章(2000年)は、EU域内の市民の政治的、社会的、経済的権利を法的に定め、ヨーロッパ社会憲章(1961年)は、労働者や障害者の権利を規定している。イタリアでは1969年の「暑い秋」の闘いの結果、1970年に「労働者憲章」が成立し、労働者の権利が強化された。また、スペインでは労働者の権利を規定する労働者憲章が1995

年に制定されている。

日本では児童憲章(1951年)が、児童の福祉と教育の権利宣言であるとともに、児童福祉法、教育関連法などの諸法律の統一的理念を示すものとして、よく知られている。

最近では、民間の運動に促されて本年6月18日に中小企業憲章が閣議決定された。この憲章は、中小企業の経済的・社会的役割などについての考え方を基本的理念として示すとともに、政府が中小企業政策に取り組むさいの基本原則や行動指針を示している。

政府はまた、6月29日に、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた官民トップ会議(首相、関係閣僚、経団連会長、連合会長等)を経て、ディーセント・ワークの実現をめざす「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「行動指針」を決定した。この憲章は、官民トップの合意によるものなので、社会全体を動かす大きな契機になると期待されている。

これらの憲章づくり運動の進度から見ると、協同組合関連の憲章づくりの遅れが目立つ。

「協同労働の協同組合法」の成立をめざす運動の過程で、わかったことがある。議

員のなかでさえ法案の理解が不十分であり、労働組合関連では批判があったことである。協同労働の協同組合についての理解を得るためには、その前提として協同組合の社会的意義について広範な人々の理解を得ることが必要である。城を攻めるためには、一点突破だけでなく、外堀を埋めることが必要である。

国際協同組合年をめざして協同組合憲章をつくるのが、運動を前進させることになろう。協同組合憲章は、協同組合運動に対する社会と政府の認識度を高めるとともに、法制度を整備・充実するための指針を示すものとなるはずである(協同組合憲章としては、イタリアのレーガ(全国協同組合・共済組合連盟)の「価値憲章」、「協同組合の原則」がある)。

現場における運動をさらに進めるためには、各種協同組合が自己の運動のアイデンティティを明確にする独自の憲章をつくるが必要となろう。かつて、イギリスの「人民憲章」運動が政治上の民主主義の実現につながったように、「ワーカーズコープ憲章」あるいは「協同労働憲章」をつくる運動が、現代社会における経済民主主義の土台を築くことを期待したい。